

市内指定居宅介護支援事業所  
市内指定介護予防支援事業所 管理者 様

津山市環境福祉部  
社会福祉事務所高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への  
対応方針について

介護保険行政の推進につきましては、平素からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただいているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生している等、感染のまん延が懸念されています。

つきましては、運営基準において義務づけられているサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

1 サービス担当者会議

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、担当者への照会等により意見を求めることができるものとします。その場合も、利用者の状況等についての情報及び居宅サービス計画原案の内容について共有し、当該照会内容等について記録してください。

なお、担当者を招集して会議を開催する必要がある場合は、参加者に手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

2 モニタリング

感染のまん延を防止する観点から、特段の事情により利用者宅へ訪問ができないときの取扱いと同様に、電話やFAX等で利用者の状況を把握し、利用者の居宅を訪問し面接できない理由や内容を記録することにより基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

【問い合わせ先】

津山市環境福祉部高齢介護課庶務・事業者班

電話：0868-32-2070（直通）

FAX：0868-32-2153